

◎国会議員の秘書の給与等に関する法律 の一部を改正する法律の一部を改正す

る法律 (平成二四年二月二九日法律第三号(衆

一、提案理由(平成二四年二月三日・衆議院本会議)

○小平忠正君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、人事院勧告に伴う政府職員の給与改定に準じて国会議員の秘書に経過措置として支給される給料の改定等を行うとするものであります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。
以上であります。

二、参議院議院運営委員長報告(平成二四年二月二九日)

○鶴保庸介君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案は、人事院勧告に伴う政府職員の給与改定に準じて、議員秘書に経過措置として支給される給料の改定等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。